問 現行の制度下における登記簿上の 所有者が死亡した場合の手続きについて 伺います。

答 所有者が死亡した場合には相続人 代表指定届の提出を依頼し、提出があっ た場合には指定された人に対して納税通 知書を送付していますが、中には相続人 代表指定届が未提出の場合や、調査を 行っても相続人が見つからないケースが あります。その際には課税を保留し、相続 人が見つかり次第、課税する方法を取っ ています。

問 本市における所有者不明土地への 課税状況について伺います。

習 現在、納税通知書を送付したにもか かわらず通知書が戻ってきてしまう場合 等には、相続人等の調査を実施していま すが、相続人等の特定までには至らず、 送付先が不明となっている事案が一定数 存在します。なお、本条例改正により、登 記の有無によるだけでなく、使用の実態 があれば課税できるようになり、公平性が 増すものと考えています。

#### 審査結果 原案可決

# ■太田市都市計画税条例の一部改正に ついて

説明 新型コロナウイルス感染症等に係 る中小事業者等の事業用家屋および償 却資産に対する固定資産税および都市 計画税の課税標準の特例の新設に伴う 規定の整備等、所要の改正を行います。

審査結果 原案可決

# ■太田市職員の特殊勤務手当に関する

す。

当を支給することを判断するタイミングに ついて伺います。

**答** 生命および健康を保護するための措 置を受けた者が、後に医師の判断でPCR 検査を受けることになった場合、当該措置 に従事した者は支給の対象となり、その 中でも勤務時間の大半にあたる4時間以 上にわたり、PCR検査を受けることになっ た者の身体に接して行う作業に従事した 者等については、日額4千円の防疫作業 手当の支給対象になります。

防職員の範囲について伺います。

習 現在、本市消防本部では、事案によ り救急隊と消防隊が一緒に出動するPA 連携を行っており、その場合においても本 条例に規定する作業に従事した全ての者

# 条例の一部改正について

説明 新型コロナウイルス感染症が急速 に拡大し、病院や宿泊施設等での患者収 容の増加が見られることに鑑み、当該感 染症により生じた事態に対処するための 防疫作業手当の特例の一部が改正され、 支給対象となる作業内容の要件について、 国民の生命および健康を保護するために 緊急に行われた措置に係る作業に従事し たときは、防疫作業手当の支給対象とす ることとされたことから、本市においても当 該改正内容に準じ、所要の改正を行いま

問 防疫作業手当の支給対象と当該手

問 防疫作業手当の支給対象となる消

が支給の対象になります。

#### 審査結果原案可決

# 市民文教委員会

### ■太田市公民館条例の一部改正につい て

説明 太田市藪塚本町中央公民館の多 目的室および第2多目的室の使用料に 関する規定を新たに設けるため、所要の 改正を行います。

問 当該公民館における多目的室およ び第2多目的室のこれまでの使途につい て伺います。

答 以前は、各部屋を図書室や展示ス ペースとして使用していましたが、現状で は会議等での使用に供することができる ようになっています。

問 他の公民館においても、当該公民館 と同様に貸し出しを行うことのできる部屋 が残っているのか伺います。

答他の公民館においては、現在、貸し出 しを行うことのできる部屋は残っておらず、 市民の利用に供することのできる部屋は、 全て条例整備がなされています。

#### 審査結果 原案可決



# ■太田市いじめ問題専門委員会条例の 一部改正について

説明 いじめ防止対策推進法第30条第 2項の規定により、太田市いじめ問題専 門委員会が行った重大事態に係る事実 関係の調査結果について再調査を行う 際に設置する、太田市いじめ再調査委員 会に関する規定の整備等、所要の改正を 行うとともに、太田市特別職の職員で非 常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例についても改正の必要が生じるこ とから、本改正条例の附則により所要の 改正を行います。

問 いじめ問題専門委員会およびいじめ 再調査委員会の委員の委嘱について伺

答いじめ問題専門委員会は、弁護士 人、医師 | 人および学識経験者3人の合 計5人の委員を任期ごとに委嘱しますが、 いじめ再調査委員会は、委員の構成は同 じであるものの、必要な場合に市長の求 めに応じて設置される委員会であり、いじ め問題専門委員とは別の委員が新たに 委嘱されます。

# 審査結果 原案可決

# ■財産の無償譲渡について

説明 令和2年3月31日をもって廃止し た旧太田市東毛林間学校の艇庫棟を、 今後予定している解体の経費を削減する ため、赤城大沼漁業協同組合代表理事 青木泰孝氏に無償で譲渡します。

問 当該施設が設置されている土地に ついて伺います。

群馬県から無償で借用しています。

問 無償譲渡することにより経費削減と なる解体費用の額を伺います。

容解体工事の設計をしたところ、直接 工事費で251万円になります。

審査結果原案可決

# 健康福祉委員会

### ■太田市立幼稚園設置条例の一部改正 について

説明 現在、市立幼稚園として運営して いる3幼稚園のうち、太田市立生品幼稚 園および太田市立綿打幼稚園について、 令和3年4月から公私連携幼保連携型認 定こども園として新たに開設するため、別 表から当該2園の規定を削ります。なお、 附則において、当該2園の園児送迎バス の使用料について定める太田市立幼稚 園園児送迎バス使用料徴収条例の廃止 を併せて行います。

問 民営化後の当該2園の土地や建物 等の管理責任の所在について伺います。

当該2園の土地や建物等は、8年間 の無償貸与を予定しており、最終的な管 理責任は、所有者である市が負うことにな りますが、修繕等の費用負担については、 協定により取り決めを行います。

問 本市で行った当該2園の直近の大 規模改修工事について伺います。

答 太田市立綿打幼稚園は、本年度事 業として大規模改修工事を実施している ところであり、契約金額は9,900万円と なっています。また、太田市立生品幼稚園 は、平成30年度に大規模改修工事を実 施し、その工事費は4,667万7,600円で した。

# 審査結果原案可決



### ■太田市放課後児童クラブ条例の一部 改正について

説明 太田市太田東小放課後児童クラ ブおよび太田市韮川西小放課後児童ク ラブを廃止し、太田市北の杜学園放課後 児童クラブ、太田市北の杜学園第2放課 後児童クラブおよび太田市藪塚本町南 第2放課後児童クラブを新設することに 伴い、所要の改正を行います。

問 新型コロナウイルス感染症の影響に より分散登校が必要とされた場合、また は校舎建設工事が太田市北の杜学園の 開校に間に合わなかった場合は、本年度 末をもって廃止とされる太田市立太田東 小学校、太田市立韮川西小学校、太田市 立北中学校の校舎を使用せざるを得ない と想定され、その際は、放課後児童クラブ についても、本案で廃止が検討されてい る2クラブの建物を使用する場合もあるの ではないかと危惧しますが、所見を伺いま す。

**答** そのような事態が発生しないよう、エ

事等を進めており、仮に廃止決定後の放 課後児童クラブの建物を使用することと なった場合は、条例改正等の手続きにつ いて適正に対応します。

## 審査結果原案可決

# ■太田市放課後児童健全育成事業の設 備及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

説明 厚生労働省令である「放課後児 童健全育成事業の設備及び運営に関す る基準」が改正され、放課後児童支援員 認定資格要件である研修を、本年度から 中核市の長も実施できることとされたこと に伴い、条例においても同様の規定の整 備を行います。

問 本市の放課後児童クラブにおける放 課後児童支援員の当該研修の受講状況 について伺います。

答 本市における放課後児童支援員 172人全員が当該研修を受講済みです。 審査結果 原案可決

# ■太田市国民健康保険条例の一部改正 について

説明 新型コロナウイルス感染症に係る 国民健康保険の被保険者等に対し傷病 手当金を支給するため、必要な規定を設 けます。

問 社会保険における新型コロナウイル ス感染症に係る傷病手当金制度との相 違点について伺います。

答 一例として、傷病手当金の額の算出 に用いる被用者の給与収入の合計額の 対象となる期間が異なる点が挙げられま す。

問 本来、社会保険に加入すべき人から 当該傷病手当金の申請があった場合の 対応について伺います。

答 国民健康保険における当該傷病手 当の支給と並行しながら、国民健康保険 適用適正化事業を継続していきます。

### 審査結果 原案可決

### ■太田市国民健康保険税条例の一部改 正について

説明 国民健康保険税の減免において、 刑事施設等に収容されている被保険者 に係る遡及減免および新型コロナウイル ス感染症の影響により収入が減少した被 保険者等に係る減免を行えるようにする ため、所要の改正を行います。

問 新型コロナウイルス感染症の影響に よる国民健康保険税の減免額の判定を する際の、世帯の主たる生計維持者の収 入減少の割合の算定については、本年の 一定期間の収入からI年間の収入見込 み額を算出し、前年の収入と比較して判 定するものと思われますが、収入の減少 割合の算定に用いる期間をどのように設